

随意契約理由書

件名	令和元年度 妙法寺駅前スロープ改築工事	
契約の相手方	株式会社 住田建設	
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号に該当	
随意契約の理由	<p>本工事は、神戸市が戦略として掲げている人口減少対策の一つである駅前の改良工事にあたるが、令和元年11月27日に競争入札に付したが入札者がなかったため、12月6日に入札中止となったものである。その後、1月8日にサガワコンストラクションを請負人とした随意契約議案を請負契約審査会にかけて承認を得たが、2月3日に必要な現場代理人の確保ができないとの連絡があり、契約には至らなかった。</p> <p>地下鉄妙法寺駅は須磨区内すべての鉄道駅で2番目に乗降客が多いうえ、本工事により雨天時の歩行者の相互通行が改善されることから、梅雨時期までに拡幅したスロープを完成させることが望ましいため、早期に着工する必要がある。</p> <p>そこで、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号「競争入札に付し入札者がいないとき」に該当することから、上記請負人と随意契約を締結し、年度内の速やかな現場着手を図ることとした。</p> <p>なお、上記請負は、神戸市発注の類似工事の経験も豊富で、迅速かつ確実な施工が期待できる。</p>	
担当部署 (問合せ先)	都市局新都市事業部工務課内陸工務係	(電話番号 595-6795)